



栃木県公報

令和元(2019)年
9月30日(月)
号 外
第 22 号

目 次 規 則

○栃木県県税条例施行規則等の一部改正	1
○栃木県保健環境センター及び栃木県保健所手数料の額に関する規則の一部改正	28

規 則

栃木県規則第七号

栃木県県税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
令和元年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(栃木県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県県税条例施行規則（平成十七年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第百五条の十第一項第一号の規則</u>で定める身体障害者等)</p> <p>第十八条 <u>条例第百五条の十第一項第一号</u>の身体に障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 <u>条例第百五条の十第一項第二号</u>の精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(<u>条例第百二条の十四第一項第一号の規則</u>で定める身体障害者等)</p> <p>第十八条 <u>条例第百二条の十四第一項第一号</u>の身体に障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2 <u>条例第百二条の十四第一項第二号</u>の精神に著しい障害を有する者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p>
<p>(<u>条例第百五条の十第三項の規則</u>で定める書類等)</p> <p>第十八条の二 <u>条例第百五条の十第三項</u>の規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 略</p>	<p>(<u>条例第百二条の十四第三項の規則</u>で定める書類等)</p> <p>第十八条の二 <u>条例第百二条の十四第三項</u>の規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四 略</p>
<p>(<u>環境性能割額の交付額の算定に用いる資料の提出</u>)</p> <p>第十八条の三 <u>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第九条の十四</u>の規定による環境性能割額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料の提出期限は、毎年五月三十一日とする。</p>	<p>(<u>自動車取得税額の交付額の算定に用いる資料の提出</u>)</p> <p>第十八条の三 <u>地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の二十六</u>の規定による自動車取得税額の交付額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料の提出期限は、毎年五月三十一日とする。</p>

(条例第百十六条第三項の規則で定める額)

第十八条の四 条例第百十六条第三項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第百十条第一項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合(次号の場合を除く。)

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 賦課期日において条例第百十六条第一項各号に定める自動車に該当し、かつ、同条第四項に規定する申請書(以下この条において「減免申請書」という。)が納期限までに提出された場合 当該種別割の額の全額

ロ 賦課期日後から当該年度の二月末日までの間に条例第百十六条第一項各号に定める自動車に該当することとなり、かつ、減免申請書が納期限までに提出された場合 当該種別割の額から、当該額を十二で除して得た額に当該賦課期日の属する月から同条第一項各号に定める自動車に該当することとなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該種別割の額から、当該額を十二で除して得た額に当該賦課期日の属する月から減免申請書の提出があつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

二 条例第百九条第一項の規定により月割をもって課する場合において、条例第百十条第一項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 減免申請書が納期限までに提出された場合 当該種別割の額の全額

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該種別割の額から、当該額を納税義務が発生した月(以下この号において「納税義務発生月」という。)の翌月から当該納税義務発生月の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該納税義務発生月の翌月から減免申請書の提出があつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

三 条例第百十条第二項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 減免申請書が、条例第百十条第三項の規定によりその種別割が払い込まれる日(以下この号において「払込日」という。)の属する月の末日までに提出された場合 当該種別割の額の全額

(条例第百十六条第三項の規則で定める額)

第十八条の四 条例第百十六条第三項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第百十条第一項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合(次号の場合を除く。)

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 賦課期日において条例第百十六条第一項各号に定める自動車に該当し、かつ、同条第四項に規定する申請書(以下この条において「減免申請書」という。)が納期限までに提出された場合 当該自動車税の額の全額

ロ 賦課期日後から当該年度の二月末日までの間に条例第百十六条第一項各号に定める自動車に該当することとなり、かつ、減免申請書が納期限までに提出された場合 当該自動車税の額から、当該額を十二で除して得た額に当該賦課期日の属する月から同条第一項各号に定める自動車に該当することとなった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該自動車税の額から、当該額を十二で除して得た額に当該賦課期日の属する月から減免申請書の提出があつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

二 条例第百九条第一項の規定により月割をもって課する場合において、条例第百十条第一項に規定する普通徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 減免申請書が納期限までに提出された場合 当該自動車税の額の全額

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該自動車税の額から、当該額を納税義務が発生した月(以下この号において「納税義務発生月」という。)の翌月から当該納税義務発生月の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該納税義務発生月の翌月から減免申請書の提出があつた日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

三 条例第百十条第二項に規定する証紙徴収の方法により徴収する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 減免申請書が、条例第百十条第三項の規定によりその自動車税が払い込まれる日(以下この号において「払込日」という。)の属する月の末日までに提出された場合 当該自動車税の額の全額

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該種別割の額から、当該額を払込日の属する月の翌月から当該払込日の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該払込日の属する月の翌月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるもの等)

第二十条 条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 当該中古車販売業者に係る種別割について滞納がないこと。

二・三 略

2 条例第百十八条第一項の商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものは、同条の規定による登録に係る所有者及び使用者の氏名又は名称が条例第百十八条第一項の規定により種別割の減額を受けようとする者同一のものとする。

(文書等の様式)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

文書等の種類	様式
一〜十一の二 略	
十二 自動車税種別割督促状	略
十三〜三十三 略	
三十四 自動車税種別割納税証明書交付請求書 (条例第十六条第一項の規定による請求書)	略
三十五・三十六 略	
三十七 自動車税種別割納税証明書(手書用) (法第二十条の十の規定による証明書)	略
三十八・三十九 略	

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該自動車税の額から、当該額を払込日の属する月の翌月から当該払込日の属する年度の末日の属する月までの月数で除して得た額に当該払込日の属する月の翌月から減免申請書の提出があった日の属する月までの月数を乗じて得た額を減じて得た額

(条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるもの等)

第二十条 条例第百十八条第一項の中古車販売業者で規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 当該中古車販売業者に係る自動車税について滞納がないこと。

二・三 略

2 条例第百十八条第一項の商品として所有し、かつ、展示している自動車であつて道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもののうち規則で定めるものは、同条の規定による登録に係る所有者及び使用者の氏名又は名称が条例第百十八条第一項の規定により自動車税の減額を受けようとする者同一のものとする。

(文書等の様式)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる文書等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

文書等の種類	様式
一〜十一の二 略	
十二 自動車税督促状	略
十三〜三十三 略	
三十四 自動車税納税証明書交付請求書 (条例第十六条第一項の規定による請求書)	略
三十五・三十六 略	
三十七 自動車税納税証明書(手書用) (法第二十条の十の規定による証明書)	略
三十八・三十九 略	

四十 自動車税種別納税証明書(一括納付用)(法第二十条の十の規定による証明書)	略	四十 自動車税納税証明書(一括納付用)(法第二十条の十の規定による証明書)	略
四十一 略		四十一 略	
四十二 自動車税種別納税証明印(継続検査・構造等変更検査用)	略	四十二 自動車税納税証明印(継続検査・構造等変更検査用)	略
四十三～四十九 略		四十三～四十九 略	
五十 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書(法第五十五条第四項、法第七十二条の四十二、法第七十二条の四十六第六項及び法第七十二条の四十七第五項の規定による通知書)	略	五十 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書(法第五十五条第四項、法第七十二条の四十二、法第七十二条の四十六第六項及び法第七十二条の四十七第五項の規定による通知書)	略
五十一～五十九 略		五十一～五十九 略	
六十 法人事業税・特別法人事業税徴収猶予申請書(条例第五十九条第一項の規定による申請書)	略	六十 法人事業税・地方法人特別税徴収猶予申請書(条例第五十九条第一項の規定による申請書)	略
六十一 法人事業税・特別法人事業税徴収猶予期間延長申請書(条例第五十九条第二項の規定による申請書)	略	六十一 法人事業税・地方法人特別税徴収猶予期間延長申請書(条例第五十九条第二項の規定による申請書)	略
六十二～八十九 略		六十二～八十九 略	
八十九の二から八十九の十六まで 削除		八十九の二 自動車取得税修正申告書(法第二百二十三条第二項の規定による申告書)	別記様式第八十九号の二
		八十九の三 自動車取得税・固定資産税納付書	別記様式第八十九号の三

八十九の四 削除	
八十九の五 自動車取得税・自動車税納税済印	別記様式第八十九号の五
八十九の六及び八十九の七 削除	
八十九の八 自動車取得税納税義務免除通知書	別記様式第八十九号の八
八十九の九 自動車取得税選付（納付義務免除）申請書（法第二百十六条第一項の規定による申請書）	別記様式第八十九号の九
八十九の十 自動車取得税選付（納付義務免除）通知書	別記様式第八十九号の十
八十九の十一 自動車取得税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書（法第二百二十九条第四項、法第三百二十二条第六項及び法第三百三十三条第五項の規定による通知書）	別記様式第八十九号の十一
八十九の十二 自動車取得税・自動車税災害減免申請書（条例第二百二条の十二第三項及び条例第一百四十四条第三項の規定による申請書）	別記様式第八十九号の十二
八十九の十三 自動車取得税免除申請書（条例第二百二条の十三第二項の規定による申請書）	別記様式第八十九号の十三
八十九の十四 心身障害者に係る自動車取得税免除・自動車税減免申請書（条例第二百二条の十四第三項及び条例第一百四十四条第四項の規定による申請書）	別記様式第八十九号の十四

		八十九の十五 構造上心身障害者の利用に供する自動車に係る自動車取得税・自動車税免除（減額）申請書（条例第百二条の十五第二項、条例第百二条の十六第三項及び条例第百十七条第二項の規定による申請書）	別記様式第八十九号の十五
八十九の十七〜八十九の三十 略		八十九の十六 自動車取得税交付金算出資料報告書（第十八条の三の規定による報告書）	別記様式第八十九号の十六
八十九の三十一 自動車税環境性能割修正申告書（法第百六十一条第二項の規定による申告書）	別記様式第八十九号の三十一	八十九の十七〜八十九の三十 略	
八十九の三十二 自動車税環境性能割・固定資産税納付書	別記様式第八十九号の三十二		
八十九の三十三 自動車税環境性能割・自動車税種別割納税済印	別記様式第八十九号の三十三		
八十九の三十四 自動車税環境性能割納税義務免除通知書	別記様式第八十九号の三十四		
八十九の三十五 自動車税環境性能割還付申請書（法第百六十五条第二項の規定による申請書）	別記様式第八十九号の三十五		
八十九の三十六 自動車税環境性能割還付通知書	別記様式第八十九号の三十六		
八十九の三十七 自動車税環境性能割の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納	別記様式第八十九号の三十七		

<p>付通知書（法第六十八 八条第四項、法第七 十一条第六項及び法第 百七十二条第五項の規 定による通知書）</p>	
<p>八十九の三十八 自動車 税環境性能割・自動車 税種別割災害減免申請 書（条例第一百五條の八 第三項及び条例第一百 四條第三項の規定によ る申請書）</p>	<p>別記様式第八十九号 の三十八</p>
<p>八十九の三十九 自動車 税環境性能割免除申請 書（条例第一百五條の九 第二項の規定による申 請書）</p>	<p>別記様式第八十九号 の三十九</p>
<p>八十九の四十 心身障害 者に係る自動車税環境 性能割免除・自動車税 種別割減免申請書（条 例第一百五條の十第三項 及び条例第一百十六條第 四項の規定による申請 書）</p>	<p>別記様式第八十九号 の四十</p>
<p>八十九の四十一 構造上 心身障害者の利用に供 する自動車に係る自動 車税環境性能割・自動 車税種別割免除（減 額）申請書（条例第百 五條の十一第二項、条 例第一百五條の十二第三 項及び条例第一百七條 第二項の規定による申 請書）</p>	<p>別記様式第八十九号 の四十一</p>
<p>八十九の四十二 自動車 税環境性能割交付金算 出資料報告書（第十八 條の三の規定による報 告書）</p>	<p>別記様式第八十九号 の四十二</p>
<p>九十 自動車税種別割納 税通知書</p>	<p>略</p>
<p>九十 自動車税納税通知 書</p>	<p>略</p>

九十一 自動車税種別割 納税通知書(口座振替 用)	略	九十一 自動車税納税通 知書(口座振替 用)	略
九十二 自動車税種別割 納税通知書(一括納付 用)	略	九十二 自動車税納税通 知書(一括納付 用)	略
九十三 自動車税種別割 納付書(手書用)	略	九十三 自動車税納付書 (手書用)	略
九十四・九十五 略		九十四・九十五 略	
九十六 自動車税種別割 課税免除承認申請書 (条例第二百五条第二項 の規定による申請書)	略	九十六 自動車税課税免 除承認申請書 (条例第二百五条第二項 の規定による申請書)	略
九十七〜百一 略		九十七〜百一 略	
百二 自動車税種別割減 免申請書(条例第一百 五条第三項の規定によ る申請書)	略	百二 自動車税減免申請 書(条例第一百 五条第三項の規定によ る申請書)	略
百三・百四 略		百三・百四 略	
百五 自動車税種別割減 額申請書(条例第一百 八条第三項の規定によ る申請書)	略	百五 自動車税減額申請 書(条例第一百 八条第三項の規定によ る申請書)	略
百六 自動車税種別割減 額通知書	略	百六 自動車税減額通知 書	略
百七〜百四十 略		百七〜百四十 略	

別記様式第十二号表面を次のように改める。

栃木県川上郡川上町

2 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税					
事業年度					
年	月から	年	月まで	【	通】
年	月から	年	月まで	【	通】
年	月から	年	月まで	【	通】
年	月から	年	月まで	【	通】

※

2 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税					
事業年度					
年	月から	年	月まで	【	通】
年	月から	年	月まで	【	通】
年	月から	年	月まで	【	通】
年	月から	年	月まで	【	通】

※

4 自動車税					
登録番号	栃	・	栃木	・	宇都宮
					・
					とちぎ
					・
					那須

※

4 自動車税種別割					
登録番号	栃	・	栃木	・	宇都宮
					・
					とちぎ
					・
					那須

※

栃木県川上郡川上町「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書」※「自動車税種別割納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書」※「の自動車税納税証明書」※「の自動車税種別割納税証明書」※

栃木県川上郡川上町「地方法人特別税」※「特別法人事業税」※

栃木県川上郡川上町及び栃木県川上郡川上町「自動車税納税証明書」※「自動車税種別割納税証明書」※「自動車税の」※「自動車税種別割の」※

栃木県川上郡川上町を次のように

別記様式第50号(第24条関係)

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書

納税者
住所
名称 様

第 年 月 日

栃木県 県税事務所長 印

法人県民税、法人事業税及び特別法人事業税について、次のとおり42、第72条の46第6項、第72条の47第5項の規定により通知します。
よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してください。

(事業税・特別法人事業税)

(県民税)

摘 要		課税標準額	税率	税 額	県 税	課税番号		
所得割	所得金額総額				事業(連結事業)年度			
	年 万円以下の金額							
	年 万円超 万円以下							
	年 万円を超える金額							
軽減税率不適用法人の金額					法人税割額(ア)×%			
付加価値割	付加価値額総額				県民税の特定寄附金税額控除対象所得税額等相当額等の控除額			
	付加価値額							
資本割	資本金等の額総額				外国の法人税等の額の控除額			
	資本金等の額							
収入割	収入金額総額				仮装経理に基づく控除額			
	収入金額							
合 計 事 業 税 額					法人税割額			
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額								
事業税の特定寄附金税額控除額					差引法人税割額			
仮装経理に基づく事業税額の控除額								
既に納付の確定した当期分の事業税額					既に納付の確定した当期分の法人税割額			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額								
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
仮装経理に基づく事業税額の控除額								
既に納付の確定した当期分の事業税額					納付法人税割額①			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額								
納 付 事 業 税 額					均等割額	(イ) 月		
摘 要								
特別法人事業税	所得割に係る額				既に納付の確定した当期分の均等割額			
	収入割に係る額							
納 付 特 別 法 人 事 業 税 額					納付均等割額②			
合計特別法人事業税額								
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額					利子割額			
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額					控除しきれなかった額			
納 付 特 別 法 人 事 業 税 額								
加算金	摘 要	加算金の基礎となる税額	割合	加 算 金 額	既に還付を請求した利子割額	既に還付請求利子割額が過大である場合の納付額		
	過少申告加算金						この通知書により還付する利子割額	
	不申告加算金							
	(計)							
重 加 算 金					申告書提出期限			
					申告書提出日			
					法人税処理日			
					修正申告年月日			
分割基準	事 業 税				納 期 限	納 付 場 所		
	区 分							
	本県分							
総 数								
更正等の理由								

この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。

別記様式第89号の11から別記様式第89号の16までを次のように改める。
 「法人事業税・地方法人特別税徴収猶予申請書」と「法人事業税・特別法人事業税徴
 収猶予申請書」と「地方法人
特別税額」と「特別法人
事業税額」と改める。

別記様式第89号の11から別記様式第89号の16までを次のように改める。
 「法人事業税・地方法人特別税徴収猶予期間延長申請書」と「法人事業税・特別法
 人事業税徴収猶予期間延長申請書」と「地方法人
特別税額」と「特別法人
事業税額」と改める。

別記様式第89号の11から別記様式第89号の16までを次のように改める。
別記様式第89号の2から別記様式第89号の16まで 削除
 別記様式第89号の20の次に次の11を挿入する。

別記様式第89号の31 (第24条関係)

自動車税環境性能割修正申告書

栃木県自動車税事務所長様

←該当する標板文字に○を付けてください。

申告事由	1 新規登録(新車) 2 新規登録(中古車) 3 相続 3 移動登録 4 その他	取得年月日 (登録年月日)	年月日	用途	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
納税義務者	1 所有者 2 使用者 3 所有者との関係 4 その他	1 売買 2 贈与 3 相続 4 その他	年月日	納税標準額	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
住所	フリガナ		年 月 日	課税標準額	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
所有者	フリガナ		年 月 日	修正申告額	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
使用者	フリガナ		年 月 日	当初申告額 (既に納付の確定した税額)	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
旧所有者	フリガナ		年 月 日	差引不足額	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
旧使用者	フリガナ		年 月 日	取得価額 (車両本体)	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
定置場所 (使用の本拠)	フリガナ		年 月 日	取得付加物 (付加物)	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
申告書住所	フリガナ		年 月 日	取得付加物 (付加物)	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()
持参人氏名	フリガナ		年 月 日	課税標準額 A	1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他) 8 三輪小型 9 特殊用途自動車() 10 その他()

納税標準額	付加物	納税標準額	税率	税額	円
A	(A × 100)				
納税額	合計				円

納税済印押印欄

種別	1 小型 2 普通	乗車定員	人	積載量	kg	最大積載量	kg	燃料消費率	km/l	※
台番		燃料	1 ガソリン 2 軽油 3 L.P.G 4 その他	種類		検査		有効		期限
車体形状		重量	kg	変速装置		方式		※		

※ 低燃費自動車に係る自動車税環境性能割の特例措置の適用を受けたいので申告します。
 ※ エネルギー消費効率 (総) 重量 (総) 重量 (総) 変速装置の方式 構造

別記様式第89号の32（第24条関係）

表面

<p>Ⓢ 領 収 証 書 Ⓢ</p>	<p>Ⓢ 領 収 済 通 知 書 Ⓢ</p>																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 15%;">加入者</td> <td style="width: 15%;">栃木県</td> <td style="width: 15%;">県税事務所</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>区分</td> <td>整理番号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	口座番号	加入者	栃木県	県税事務所	年度	税目	区分	整理番号					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 15%;">加入者</td> <td style="width: 15%;">栃木県</td> <td style="width: 15%;">県税事務所</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>区分</td> <td>整理番号</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	口座番号	加入者	栃木県	県税事務所	年度	税目	区分	整理番号				
口座番号	加入者	栃木県	県税事務所																						
年度	税目	区分	整理番号																						
口座番号	加入者	栃木県	県税事務所																						
年度	税目	区分	整理番号																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税額</td> <td style="width: 15%;">百万</td> <td style="width: 15%;">千</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	税額	百万	千	円	延滞金				計				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">税額</td> <td style="width: 15%;">百万</td> <td style="width: 15%;">千</td> <td style="width: 15%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	税額	百万	千	円	延滞金				計			
税額	百万	千	円																						
延滞金																									
計																									
税額	百万	千	円																						
延滞金																									
計																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付場所</td> <td style="width: 15%;">振替請求に使用する欄</td> <td style="width: 15%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>振出口座番号</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td>請求人印</td> <td> </td> </tr> </table>	納付場所	振替請求に使用する欄	領収日付印		振出口座番号			請求人印		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">指定金融機関</td> <td style="width: 15%;">取りまとめ局</td> <td style="width: 15%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>受付印</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	指定金融機関	取りまとめ局	領収日付印	受付印											
納付場所	振替請求に使用する欄	領収日付印																							
	振出口座番号																								
	請求人印																								
指定金融機関	取りまとめ局	領収日付印																							
受付印																									
<p>納期限</p> <p>上記のとおり領収しました。</p>	<p>納期限</p> <p>上記のとおり領収済みにつき通知します。</p>																								
<p>(納人交付用)</p>	<p>(県税事務所送付用)</p>																								

備考

- 1 用紙の大きさは、縦178ミリメートル、横282ミリメートルとする。
- 2 この納付書は、自動車税環境性能割及び固定資産税に係る徴収金を納付する場合に用いるものとする。
- 3 自動車税環境性能割に係る徴収金を納付する場合は、「栃木県県税事務所」とあるのは「栃木県自動車税事務所」と、「県税事務所送付用」とあるのは「自動車税事務所送付用」と補正して使用するものとする。

裏面



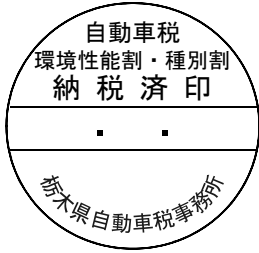
納付書(原符)



口座番号	加入者	栃木県 県税事務所												
年度	区分	整理番号												
税目														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">税額</td> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			税額	百万	千	円	延滞金				計			
税額	百万	千	円											
延滞金														
計														
納期限	年	月	日											

上記のとおり納めます。

別記様式第89号の33（第24条関係）



備考 大きさは、直径25ミリメートルとする。

別記様式第89号の34（第24条関係）

自動車税環境性能割納税義務免除通知書				
譲渡担保権者 住所 氏名（法人にあつては、名称） 様			第 年 月 日 号 日	印
次のとおり自動車税環境性能割の納税義務を免除します。				
年 度	課 税 標 準	税 額		
譲 渡 担 保 財 産 と して 取 得 し た 自 動 車	取 得 年 月 日	登 録 番 号		
備 考				
[この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合」 の被告とすべき者、出訴期間等]を記載すること。				

別記様式第89号の35（第24条関係）

自動車税環境性能割還付申請書		
年 月 日		
栃木県自動車税事務所長 様		
申請者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） [㊞]		
自動車税環境性能割の還付を受けたいので、次のとおり申請します。		
年 度	課 税 標 準	税 額
登 録 番 号		
取 得 年 月 日		返 還 年 月 日
自 動 車 の 返 還 先	住 所	
	氏 名 (名 称)	
還 付 を 受 け よ う と す る 事 由		

別記様式第89号の36（第24条関係）

自動車税環境性能割還付通知書

第 年 月 日
号 日

申請者
住所
氏名（法人にあつては、名称） 様

栃木県自動車税事務所長



年 月 日付で申請のあつた自動車税環境性能割の還付については、次のとおり決定しましたので通知します。

登 録 番 号	
還 付 を す る 税 額	
備 考	
〔この欄には、「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合」の被告とすべき者、出訴期間等〕を記載すること。〕	

備考 申請により求められた還付の全部又は一部を拒否する処分をする場合には、備考欄にその理由を記載することとする。

別記様式第89号の37（第24条関係）

自動車税環境性能割の更正、再更正、決定及び加算金の決定通知並びに納付通知書				
				第 号 年 月 日
納税者 住所 氏名（法人にあつては、名称） 様				
栃木県自動車税事務所長				印
年 月 日申告（取得）（登録（車両）番号）に係る 自動車税環境性能割について次のとおり したので、地方税法第168条第4項、第 171条第6項、第172条第5項の規定により通知します。 よって、この通知により納付すべき額を下記の納期限までに納付書によって納付してく ださい。				
税 金	区 分	更正（決定、 再更正）額	既に納付の確 定している額	差引過不足額
	課税標準額			
	税 額			
加 算 金	申告期限 （法定納期限）		申告書提出 年 月 日	
	区 分	計 算 基 礎	割 合	加 算 金 額
	過少申告加算金			
	不申告加算金			
	重 加 算 金			
今回納付すべき金額				
納 期 限		納 付 場 所		
更正等の理由				
〔この欄には、「納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置」及 び「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とす べき者、出訴期間等」を記載すること。〕				

別記様式第89号の38（第24条関係）

自動車税環境性能割・自動車税種別割災害減免申請書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

申請者

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）㊦

個人番号（法人にあつては、法人番号）

年 月 日付けで 申告納付された 年度 自動車税環境性能割 について、減免
賦課された 自動車税種別割
を受けたいので、次のとおり申請します。

税 目	自動車税環境性能割	自動車税種別割
税 額 又 は 年 税 額		
登 録 番 号		
自 動 車 の 価 額		
修 繕 費		
減 免 を 必 要 と す る 事 由		

備考

- 「個人番号（法人にあつては、法人番号）」欄については、普通徴収の方法により徴収されるべき自動車税種別割に係る申請の場合にのみ記入してください。
- 減免を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第89号の39（第24条関係）

自動車税環境性能割免除申請書	
年 月 日	
栃木県自動車税事務所長 様	
申請者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ^①	
次のとおり自動車税環境性能割の免除を受けたいので申請します。	
年 度	
税 額	
登 録 番 号	
免 除 を 必 要 と す る 事 由	

備考 免除を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第89号の40 (第24条関係)

心身障害者に係る自動車税環境性能割免除・自動車税種別割減免申請書

年 月 日

栃木県自動車税事務所長 様

申請者
住所
氏名 (印)
(心身障害者との関係)
個人番号

心身障害者のために使用する自動車について、自動車税環境性能割・自動車税種別割の免除(減免)を受けたいので、次のとおり申請します。

自動車	登録番号		用途	
	取得年月日			
税目	年度	課税標準額又は税率コード	税額	免除(減免)を受けようとする額
自動車税環境性能割				
自動車税種別割				
心身障害者	住所	氏名		
		生年月日		
	手帳	種類	障害名	
		交付番号		
	交付年月日			
	級別			
運転者	住所	氏名		
		心身障害者との関係		
	運転免許証	有効期限	番号	
	免許の条件等	免許の種類		
既に免除(減免)を受けている自動車の状況	登録番号		納税義務者	
	廃止の方法		心身障害者との関係	
	廃止年月日			

備考

- 「個人番号」欄については、普通徴収の方法により徴収されるべき自動車税種別割に係る申請の場合にのみ記入してください。
- 運転免許証等を提示してください。

別記様式第89号の41（第24条関係）

構造上心身障害者の利用に供する自動車に係る 自動車税環境性能割・自動車税種別割免除（減額）申請書			
年 月 日			
栃木県自動車税事務所長 様			
申請者 住所 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）④ 個人番号（法人にあつては、法人番号）			
自動車税環境性能割・自動車税種別割の免除（減額）を受けたいので、次のとおり申請します。			
税 目	自 動 車 税 環 境 性 能 割	自 動 車 税 種 別 割	
年 度			
税 額 又 は 年 税 額			
登 録 番 号			
車 体 の 形 状			
構 造 変 更 の 内 容			
自 動 車 の 取 得 価 額	自動車の本體価額	A	
	構造変更費	B	
	取得価額	A + B	
免除（減額）を必要とする事由			

備考

- 1 「個人番号（法人にあつては、法人番号）」欄については、普通徴収の方法により徴収されるべき自動車税種別割に係る申請の場合にのみ記入してください。
- 2 免除（減額）を必要とする事由を証する書類を添付してください。

別記様式第90号（第24条関係）

表面

77	栃木県 領収済通知書	公	<table border="1"> <tr> <td>加入者名</td> <td>日領 記号 番号</td> <td>合計 金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>納付 番号</td> <td>納付 区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カード 年度</td> <td>車税</td> <td>納期限</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>金融機関</td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	日領 記号 番号	合計 金額	円	住所	納付 番号	納付 区分		カード 年度	車税	納期限	口座番号			金融機関	
加入者名	日領 記号 番号	合計 金額	円																
住所	納付 番号	納付 区分																	
カード 年度	車税	納期限	口座番号																
		金融機関																	
34		公	<table border="1"> <tr> <td>納税者 氏名</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> コンビニ 収 納 用 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【栃木県/コンビニ本部印】</p>	納税者 氏名	領収日付印	コンビニ 収 納 用													
納税者 氏名	領収日付印																		
コンビニ 収 納 用																			

栃木県 納付書（原簿） 兼払込受領証	公
加入者氏名 加入者氏名 日領記号番号 納付番号 合計金額 納期限 納税者 氏名	年 月 日 年 月 日 円 円 円 円 円 円
上記のとおり納付します。	領収日付印
年度	県税
【金融機関/コンビニ本部印】	

栃木県	納税通知書 兼 領収証書	公
領収日 納付書 整理番号 納付書 納付書 納付書	年 月 日 年 月 日 円 円 円	領収日付印 領収日付印 領収日付印
納期限	税額	延滞金
合計金額	合計金額	
上記のとおり納めてください。 年 月 日 栃木県自動車税事務所長		
印		

納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用) 車台番号 登録番号 有効期限	印 栃木県自動車税事務所長 領収日付印 【納税者後記】
--	--------------------------------------

※領収日付印のないもの及び登録番号等が*印で消されているものは使用できません。

別記様式第九十号裏面を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、縦114.3ミリメートル、横360.68ミリメートルとする。

別記様式第九十一号（第一面）中「自動車税納税通知書・口座振替通知書」を「自動車税種別割納税通知書・口座振替通知書」に改める。

別記様式第九十二号中「自動車税納税通知書（一括納付用）」を「自動車税種別割納税通知書（一括納付用）」に改める。

別記様式第九十三号表面中「自動車税領収証書」を「自動車税種別割領収証書」と、「自動車税領収済通知書」を「自動車税種別割領収済通知書」に改め、同様式裏面中「自動車税納付書（原符）」を「自動車税種別割納付書（原符）」に改める。

別記様式第九十六号中「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税種別割課税免除承認申請書」と、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式備考1中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第九十二号中「自動車税減免申請書」を「自動車税種別割減免申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式備考1中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第九十五号中「自動車税減額申請書」を「自動車税種別割減額申請書」に、「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改め、同様式備考1中「自動車税」を「自動車税種別割」に改める。

別記様式第九十六号表面中「自動車税減額通知書」を「自動車税種別割減額通知書」に、「自動車税を」を「自動車税種別割を」に改める。

（栃木県行政組織規程の一部改正）

第二条 栃木県行政組織規程（昭和三十九年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動車税事務所)</p> <p>第十九条の二 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課</p> <p>一～六 略</p> <p>七 <u>自動車税の種別割</u>（以下この条において「種別割」という。）（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の賦課、徴収及び収納管理に関すること。</p> <p>八 <u>種別割</u>の納税管理人に関すること。</p> <p>九 <u>自動車税</u>に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。</p> <p>十 <u>自動車税</u>に係る徴収金の還付及び充当に関すること。</p> <p>十一 <u>種別割</u>に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関すること。</p> <p>十二 略</p> <p>十三 <u>自動車税</u>に係る徴収金の徴収猶予に関すること。</p> <p>十四 <u>自動車税</u>に係る徴収金の督促状の発付に関すること。</p> <p>十五・十六 略</p> <p>課税課</p> <p>一 <u>自動車税の環境性能割及び種別割</u>（証紙徴収に係るものに限る。）の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>二 <u>自動車税</u>の課税標準の調査に関すること。</p>	<p>(自動車税事務所)</p> <p>第十九条の二 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課</p> <p>一～六 略</p> <p>七 <u>自動車税</u>（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の賦課、徴収及び収納管理に関すること。</p> <p>八 <u>自動車税</u>の納税管理人に関すること。</p> <p>九 <u>自動車取得税及び自動車税</u>（以下この条において「自動車税等」という。）に係る徴収金の不納欠損処分に関すること。</p> <p>十 <u>自動車税等</u>に係る徴収金の還付及び充当に関すること。</p> <p>十一 <u>自動車税</u>に係る徴収金の嘱託及び引継ぎに関すること。</p> <p>十二 略</p> <p>十三 <u>自動車税等</u>に係る徴収金の徴収猶予に関すること。</p> <p>十四 <u>自動車税等</u>に係る徴収金の督促状の発付に関すること。</p> <p>十五・十六 略</p> <p>課税課</p> <p>一 <u>自動車取得税及び自動車税</u>（証紙徴収に係るものに限る。）の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>二 <u>自動車税等</u>の課税標準の調査に関すること。</p>

<p>三 自動車税の犯則の取締りに関すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 支所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車税の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>二 略</p>	<p>三 自動車税等の犯則の取締りに関すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 支所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車税等の賦課及び徴収に関すること。</p> <p>二 略</p>
---	---

(栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正)

第三条 栃木県事務決裁及び委任規則(平成十二年栃木県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第三二出先機関関係特定事項(2)経営管理部リ自動車税事務所の表一の項第四号及び第五号を次のように改める。

4 第173条第1項及び第177条の19第1項の規定による督促状の発付	○	○	○	○	○	○	○
5 第164条第6項及び第7項並びに第165条第2項及び第3項の規定による過誤納金以外の還付金の還付及び充当	○	○	○	○	○	○	○

(栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 栃木県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十四年栃木県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(課税免除の申請)</p> <p>第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を県民税の均等割及び不動産取得税に係る場合にあつては栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に、<u>自動車税の環境性能割に係る場合にあつては自動車税事務所</u>長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">申請の区分</th> <th style="width: 20%;">提出期限等</th> <th style="width: 60%;">申請書名(様式)</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第四条の規定による自動車税の環境性能割の課税免除の申請</td> <td>当該課税免除を受けようとする自動車税の環境性能割について栃木県県税条例第百五条の五の規定により申告納付する</td> <td>自動車税環境性能割課税免除申請書(別記様式第三号)</td> </tr> </table>	申請の区分	提出期限等	申請書名(様式)	略			条例第四条の規定による自動車税の環境性能割の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする自動車税の環境性能割について栃木県県税条例第百五条の五の規定により申告納付する	自動車税環境性能割課税免除申請書(別記様式第三号)	<p>(課税免除の申請)</p> <p>第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を県民税の均等割及び不動産取得税に係る場合にあつては栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所に、<u>自動車取得税</u>に係る場合にあつては自動車税事務所長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">申請の区分</th> <th style="width: 20%;">提出期限等</th> <th style="width: 60%;">申請書名(様式)</th> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第四条の規定による自動車取得税の課税免除の申請</td> <td>当該課税免除を受けようとする自動車取得税について栃木県県税条例第百二条の七の規定により申告納付する</td> <td>自動車取得税課税免除申請書(別記様式第三号)</td> </tr> </table>	申請の区分	提出期限等	申請書名(様式)	略			条例第四条の規定による自動車取得税の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする自動車取得税について栃木県県税条例第百二条の七の規定により申告納付する	自動車取得税課税免除申請書(別記様式第三号)
申請の区分	提出期限等	申請書名(様式)																	
略																			
条例第四条の規定による自動車税の環境性能割の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする自動車税の環境性能割について栃木県県税条例第百五条の五の規定により申告納付する	自動車税環境性能割課税免除申請書(別記様式第三号)																	
申請の区分	提出期限等	申請書名(様式)																	
略																			
条例第四条の規定による自動車取得税の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする自動車取得税について栃木県県税条例第百二条の七の規定により申告納付する	自動車取得税課税免除申請書(別記様式第三号)																	

時又は申告納 付する期限	時又は申告納 付する期限
-----------------	-----------------

別記様式第三号中「自動車取得税課税免除申請書」を「自動車税環境性能割課税免除申請書」に、「自動車受得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
(地方法人特別税に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税については、なお従前の例による。
(残存諸用紙に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(税務課)

栃木県規則第八号

栃木県保健環境センター及び栃木県保健所手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月三十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県保健環境センター及び栃木県保健所手数料の額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県保健環境センター及び栃木県保健所手数料の額に関する規則(昭和五十二年栃木県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

大分類	中分類	小分類	試 験 項 目	分析又は確認方法	単 位	金 額
食品衛生試験手数料	添加物の成分規格試験	確認試験	安息香酸、活性炭、過酸化水素、ソルビン酸、デヒドロ酢酸、ポリリン酸ナトリウム、グリセリン脂肪酸エステル、パラオキシ安息香酸ブチル、塩酸、アルギン酸プロピレングリコールエステル、リン酸、流動パラフィン、プロピレングリコール等	溶状、臭気、沈殿、呈色等三項目 以内の反応を確認するもの	一件につき	千三百三十円
			亜硫酸ナトリウム、グリコノデルタラクトン、水酸化ナトリウム、水酸化カルシウム、炭酸カルシウム、硫酸、塩化アンモニウム、クエン酸、酢酸、L-グルタミン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸カゼイン、サラシ粉、かん水等	溶状、臭気、沈殿、呈色等五項目 以内の反応を確認するもの	一件につき	三千二十円
			サツカリナトリウム、カゼイ	溶状、臭気、沈	一件に	五千六

	純度、水分、 蒸発残留物、 強熱残留物、 乾燥減量等の 試験	ソナトリウム、クエン酸カルシウム、亜硝酸ナトリウム、イノシン酸ナトリウム、硝酸カリウム等	殿、呈色等六項目以上の反応を確認するもの	つき	百十円
		溶状、溶性、融点、沸点、比重、透明度、凝固点、屈折率、吸光比、比旋光度、炎色反応、酸価、水可溶物、遊離アルカリ、遊離酸、蒸発残留物、乾燥減量等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	四千五百円
		塩化物、硫酸塩、硫酸呈色物、易酸化物、塩酸不溶物、シュウ酸塩、ケイ酸塩、炭酸塩、リン酸塩、アンモニウム塩、イオウ化合物、塩素化合物、カルシウム、水酸化アルカリ、アルカリ金属、バリウム、鉄、セレン、亜鉛、アミノ酸、フタル酸、ロンガリット、エチレンジアミン四酢酸ナトリウム、遊離ショ糖、ジメチルホルムアミド、エチレングリコール、グリセリン、パラオキシ安息香酸、サリチル酸、水分、灰分、強熱残留物、定量（含有量）等	溶解、蒸発、中和、分解等の前処理を行い、複雑な操作で測定するもの	一成分又は一項目につき	四千五百九十円
		ヒ素、重金属、水銀、エステル価、アルデヒド類、オルトトルエンスルホンアミド、多核芳香族等	前処理の後、分光光度計、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	八千八百八十円
食品、 器具、包装、おもちゃ、洗剤等の試験	定性試験	亜硫酸、ホウ酸、過酸化水素、フェノール、炎色反応、蛍光反応等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	千五百五十円
		亜硫酸、ホルムアルデヒド、異物検査等	溶解、蒸留、中和、抽出、分解等の前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	二千四百六十円
		ソルビン酸、サツカリン、着色料、プロピオン酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸ブチル、重金属、クロム等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計、赤外分光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	四千五百五十円

水質試験手数料	微生物試験	定量試験	比重、酸度、ヨウ素価、水素イオン濃度(PH)、乳脂肪分、粘度、アンモニア、クロールイオン、過マンガン酸カリ消費量、乾燥減量、硝酸イオン、亜硝酸イオン等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	千三百三十円
			水分、灰分、無脂乳固形分、過酸化水素、炭酸カルシウム、遊離炭酸、エーテルエキス、ホウ酸、鉄、リン、器具溶出重金属等	溶解、蒸留、中和、抽出、分解等の前処理の後複雑な操作で測定するもの	一成分又は一項目につき	六千七百三十円
			亜硫酸、亜硝酸、糖分、ホルムアルデヒド、ヒ素等	溶解、蒸留、中和、抽出、分解等の前処理の後分光光度計等で測定するもの	一成分又は一項目につき	九千五百五十円
			水銀、クロム、カドミウム、PCB、農薬、ソルビン酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸エステル、サツカリン、ジフェニール、メタノール等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	一万七千八百円
	その他の水質試験	定性試験	総菌数等	顕微鏡による検査	一項目につき	千三百三十円
			大腸菌群定性、細菌数、乳酸菌数等	培養による検査	一項目につき	二千四百六十円
			大腸菌群定量、かび、酵母、無菌試験、病原細菌(食品中に存在するもの)、保存試験等	培養(嫌気培養を含む。)による検査	一項目につき	四千五百円
	定量試験	飲料水及びプール	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、臭気、味等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	三百八十円
			シアン、水銀、有機リン、銅、鉄、マンガン、亜鉛、鉛、六価クロム、全クロム、フェノール、ペンタクロロフェノール(PCP)等	分解、抽出、蒸留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	四千五百円
				塩素イオン、過マンガン酸カリウム消費量、カルシウム、硬度、PH値、色度の限度試験、濁度	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき

水	度の限度試験、残留塩素、アルカリ度、導電率等	定するもの	つき	
	蒸発残留物、色度、濁度、溶存酸素(DO)、浮遊物質(S)、ヨウ素、硫酸、ケイ素等	分解、抽出、蒸留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	千六百七十円
	亜硝酸性窒素(硝酸性窒素を含む)、シアニオン、水銀、有機リン、銅、鉄、マンガン、亜鉛、鉛、六価クロム、カドミウム、ヒ素、フッ素、フェノール類、陰イオン界面活性剤、遊離炭酸、生物化学的酸素要求量(BOD)、総窒素、ペンタクロロフェノール(PCP)、アンモニア性窒素、セレン等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光度計、分光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	四千五百円
	クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-トリクロロエタン等	前処理の後、ガスクロマトグラフ等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	六千六百三十円
その他				
	水素イオン濃度(PH)、塩素イオン、透視度、アルカリ度、沈降汚泥量(SV%)、残留塩素等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	千四百円
	蒸発残留物、浮遊物質(S)、濁度、酸度、溶存酸素(DO)、化学的酸素要求量(COD)、全窒素、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、有機性窒素リン酸、フッ素、シアン、ヨウ素、消費量、ヘキサン抽出物、六価クロム、全クロム、マンガン、鉄、ヒ素等	分解、抽出、蒸留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	四千七十円
	強熱残留物、生物化学的酸素要求量(BOD)、フェノール類、銅、鉛、カドミウム、水銀等の有害金属、陰イオン、活性剤、ペンタクロロフェノール(PCP)等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光度計、分光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	五千五百円
	シマジン、チウラム等	前処理の後、誘導結合プラズマ発光	一成分又は一	一万三千円

微生物試験		細菌数等	分光分析計、ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ等の分析機器で測定するもの	項目につき	
		大腸菌群(定性)等		一項目につき	六百六十円
		大腸菌群(定量)、病原細菌等		一項目につき	千四百円
廃棄物及び土壌試験手数料	定性試験	水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、全クロム、ヒ素、シアン等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計、分光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分につき	八千二百円
		P C B、メチル水銀等	複雑な前処理の後、特殊な資材を使用し、機器によつて測定するもの	一成分につき	一万七千三百円
		引出灰の熱灼減量等	分解、抽出、蒸留等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分又は一項目につき	二千四百六十円
	定量試験	水銀、カドミウム、銅、鉛、六価クロム、全クロム、ヒ素、シアン等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計、分光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は一項目につき	八千二百円
		P C B、メチル水銀、有機リン等	複雑な前処理の後、特殊な資材を使用し、機器によつて測定するもの	一成分又は一項目につき	一万七千三百円
		塩化カルシウム、ブドウ糖、フェナセチン、塩酸パパベリン注射液確認試験の(1)、(3)、(4)等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分につき	千四百円
塩酸パパベリン注射液確認試験	分解、抽出、蒸	一成分	三千二		

手数料	手数料	の(2)、ホルムアルデヒド、クレゾール石けん液確認試験等	留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	につき	十円		
			定量試験	旋光度、乾燥減量、融点、硫酸呈色物、崩壊試験、塩化カルシウム、塩化カルシウムの純度試験(酸及びアルカリ、次亜塩素酸塩、鉄及びアルミニウム又はリン酸塩、バリウム)、フェナセチンの純度試験(アセトアニリド)、コンドームの抵抗測定、塩化水素、水素イオン濃度(PH)、過マンガン酸カリ還元性物質、蒸気残留物、トリクロロエチレン可溶物等	前処理なし、又は溶解、煮沸等の簡易な前処理の後測定するもの	一成分又は二項目につき	千三百三十円
			アルコール数、強熱残留物、重金属、ヒ素、硫酸塩、硫酸呈色物、パークロロアセトアニリド、塩酸パペリン注射液、サリチル酸ナトリウム、フェナセチンの純度試験(パークロロアセトアニリド、フェネチジン)、ホルムアルデヒド等	分解、抽出、蒸留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分又は二項目につき	二千四百六十円	
			フェナセチン、塩化ビニルモノマー、有機水銀化合物等	前処理の後、ガスクロマトグラフ、原子吸光光度計、分光光度計等の分析機器で測定するもの	一成分又は二項目につき	六千六百三十円	
			微生物試験	細菌数、大腸菌群、緑膿菌、ブドウ球菌、真菌等	厚生省通知(昭和五十一年四月一日付け薬第二九七号)の定める方法等によるもの	一件につき	四千三百六十円
			大腸菌、緑膿菌、ブドウ球菌、真菌等の同定等	厚生省通知(昭和五十一年四月一日付け薬第二九七号)の定める方法等によるもので、同定を含むもの	一件につき	八千二百円	
			臨床化学試験	生体試料中の重金属等の定性	分解、抽出、蒸留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分につき	四千五百円

		生体試料中の重金属等の定量	分解、抽出、蒸留、乾燥等の複雑な前処理の後測定するもの	一成分につき	六千六百三十円
		生体試料中の有機リン、有機塩素剤等の化学物質	前処理の後、高度の分析機器で定量的試験により測定するもの	一成分につき	一万七千八百円

附 則

- 1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に依頼がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉課)